

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により北山・十津川森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。

令和五年十一月七日

奈良県知事 山下 真